

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第105号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年10月13日（水） 10時25分ごろ	
発生場所	宮城県亘理町荒浜港南東方沖 荒浜港南導流堤仮設灯台から真方位135° 8.6海里付近 （概位 北緯37° 56.1′ 東経141° 03.2′）	
事故等調査の経過	平成22年11月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート コービンユー、5トン未満（長さ6.27m）	
船舶番号、船舶所有者等	210-34158宮城、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船外機のバッテリー切替えスイッチが接触不良、レクチファイヤーレギュレーターが破損、ヒューズが溶断 補助船外機のキャブレターが作動不良	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、荒浜港南東沖をトローリング中、平成22年10月13日10時25分ごろ、突然、船外機が停止して再始動できなくなり、補助船外機を始動しようとしたが始動できなかった。 本船は、救助船に救助され、えい航されて荒浜港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：平穏	
その他の事項	本船は、修理業者によって点検が行われ、船外機のバッテリー切替えスイッチの接触不良、レクチファイヤーレギュレーターの破損、ヒューズの溶断及び補助船外機のキャブレターの作動不良が判明した。 補助船外機は、1年前に開放整備を行い、その後、保守のための運転を行っていなかった。 本船は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う大津波により滅失した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 あり なし 本船は、荒浜港南東方沖をトローリング中、船外機のレクチファイヤーレギュレーターが破損したことから、電気の供給が途絶え、船外機が停止して運航不能となったものと考えられる。 船外機は、バッテリー切替えスイッチの接触不良から、同スイッチにチャタリングを生じてレクチファイヤーレギュレーターが破損した可能性があると考えられる。 補助船外機は、1年間保守のための運転を行っ

		ていなかったことから、キャブレター内の燃料油の流路が錆や砂で閉塞し、始動できなかった可能性があると考えられる。
原因		本インシデントは、本船が、荒浜港南東方沖をトローリング中、船外機のレクチファイヤーレギュレーターが破損したため、電気の供給が途絶え、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港前に船体及び機関の点検を行う。 ・ 非常用の機関は、定期的に保守のための運転を行い、常に使用できる状態にしておく。